

令和5年12月27日

雲 仙 市

担当課	総務部 人事課
担当者	稲本・松尾
電 話	0957-47-7726 (直通)
F A X	0957-38-3514

「雲仙市職員の懲戒処分」について

標記について、別紙のとおり懲戒処分の内容及び市長コメントをお知らせいたします。

3枚（この送付票を除く。）

- 雲仙市職員の懲戒処分について 2枚
- 市長コメント 1枚

令和5年12月27日

各報道機関 各位

雲仙市総務部 人事課

雲仙市職員の懲戒処分について

標記につきまして下記のとおりお知らせいたします。

記

事案①

1. 所属、職名、年齢、性別

地域振興部瑞穂総合支所地域振興課 主査 39歳 男性

2. 処分の内容及び処分年月日

懲戒処分 : 停職6箇月

分限処分 : 主事に降格

処分年月日 : 令和5年12月27日

3. 処分に至った事案の概要

公金の紛失及び公金の処理不適正などにより、本日、関係職員を「停職(6箇月)」処分といたしました。

この事案は、現所属の瑞穂総合支所において、支所の手提げ金庫で保管していた消防団員に対する消防団員等福祉共済金2名分の現金入り封筒(13,500円と16,500円)を紛失し、その後、紛失した事実を上司へ報告せず、紛失の発覚を免れるため、偽造した封筒2通(うち、1通には現金5円と紙切れ2枚、もう1通には紙切れ2枚を入れ封かん)を作成し、手提げ金庫に戻したものであります。

本人の証言によると、紛失した数日後に紛失した封筒2通を紛失した場所付近の机の下から自分で発見しましたが、その際も上司へ報告をせず、封筒が汚れていたため、紛失の発覚を恐れ、再度偽造した封筒2通を準備し、現金を入れ替え、発見した場所に設置し、現金を放置するなど不適正な現金の管理をし

たものであります。

また、共済金を受け取りにきた消防団員に対して、現金5円と紙切れ2枚しか入っていない封筒を共済金として渡させたことなど、市民の皆様の信頼を裏切る行為を繰り返したものであり、手法も悪質でありました。

さらに、過去にも事務処理遅延及び長時間離席などによる職務怠慢で懲戒戒告処分を受けていたにも関わらず、再びこのような事態が発生するなど改善されていないため、今回の懲戒処分といたしました。

今回の懲戒処分に併せ、当該職員を主査から主事に降任する分限処分をいたしました。

事案②

1. 所属、職名、年齢、性別

地域振興部小浜総合支所地域振興課 主事 32歳 男性

2. 処分の内容及び処分年月日

処分内容 : 戒告

処分年月日 : 令和5年12月27日

3. 処分に至った事案の概要

虚偽の報告などにより、本日、関係職員を「戒告」処分といたしました。

この事案は、現所属の小浜総合支所において、小浜町内の自治会長への配布物の配布を忘れ、数日後に配布することとなり、自治会関係者へ多大なご迷惑をおかけしたものであります。

配布漏れが発覚した後、自身の責任を逃れるため、本庁担当者から送信された自治会配布依頼のメールを削除し、その後の上司などの聞き取りに対してメールを受信していないとの虚偽の報告を繰り返したものであります。

所管 : 総務部人事課
TEL 0957-47-7726(直通)

市長コメント

本日、12月27日付けで、①公金紛失及び公金処理不適正等、
②虚偽の報告等の以上2件の懲戒処分を行いました。

このような事案が起きたことは誠に遺憾であり、行政に対する市民の皆様の信用を失墜させる行為であり、多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後このようなことがないように、徹底した綱紀粛正を行い、早急に再発防止策を講じるとともに、市民の皆様の信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

令和5年12月27日

雲仙市長 金澤 秀三郎